

第6回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1. 日時 平成19年12月5日（水） 14:00～15:50

2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室

3. 出席者

（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員

（総務省）村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか

（厚生労働省）宮島総括審議官

（社会保険庁）坂野社会保険庁長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター
所長 北村統括管理官 鈴木運営部企画課長

4. 議事次第

(1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング

(2) その他

5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまより、第6回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

（報道関係者退室）

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。

本日は、厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官、吉岡総務部長、石井運営部長、北村統括管理官、鈴木企画課長、中野社会保険業務センター所長にお越しいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただきますとともに、当委員会において宿題となっていた事項についてのご回答もいただきまして、その後、質疑応答ということにさせていただきます。それでは、よろしく申し上げます。

【鈴木企画課長】 それでは、早速でございますけれども、先生方のお手元に配付させていただいております資料につきまして、進捗状況のほうからご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料1でございます。「年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況」ということで、現在の概要をこのようにまとめさせていただいております。全体の進捗状況につ

きましては、基本的には順調に進んでいるというふうに承知しておりますが、11月末の全体の進捗状況表につきまして、ただいま取りまとめ中でございます。まことに申しわけございません、本日ご用意はできませんでしたので、これはでき次第、またお手元にお届け申し上げたいと思っております。

個別の事項でございますけれども、まず名寄せでございます。名寄せにつきましては、その前提となります524万件の氏名等が収録されていない状況について、ご案内のように、補正作業を継続しております。後ほど現在の具体的な状況につきまして、資料2で説明を申し上げたいと思っております。それから、年金受給者との1次名寄せを、11月から今順次実施をしているという状況でございます。

次に、「ねんきん特別便」の関係でございます。間もなく「ねんきん特別便」を送付しなければならない時期がやってまいるわけございまして、本日のところは、発送に向けて準備作業をしておりますので、その状況についてご報告を申し上げたいというふうに思っております。特にその中で、お送りいたしますと、国民の皆様にご確認をいただき、ご協力をいただかないといけませんので、広報の内容、それから、相談対応がどのようになるのかということ、それから、お送りした後の私どもがやってまいりますフォローの中身、こういったことにつきまして、後ほど資料3を中心としてご説明申し上げたいと思っております。あわせて、先ほど申しました年金相談体制の充実に向けまして、今準備中でございますが、特に市町村の皆様のご協力を得なければならないということで、現在、全国8ブロックで日を分けまして、市町村の方々にお集まりいただきまして、説明会を開催しているということでございます。

それから、最後、3点目でございますけれども、「5,000万件」の年金記録の解明につきましても、従来よりこの中身につきまして、どのような内容なのかということをご説明申し上げなければならぬということを申し上げてまいりました。その作業を進めてございますが、12月中を目途に、この中間報告をしたい。これも、取りまとめ次第、またご報告を申し上げたいと思っております。

現在の状況、対応はこんなところでございますが、続きまして、資料2で、個別の事項のはじめに、524万件の状況をご説明申し上げます。

お聞きいただきますと、この資料2でございますが、従来からご案内の資料でございます。数字の更新はしてございますけれども、11月25日時点で、一番上の右肩に書いてございますように、補正入力可能であることが確認できたものにつきまして、全体の約9

3%まで進展しているという状況でございます。この93%の中身につきましては、下の流れ図の②と④の件数を足したものであるということでご理解を賜ればと思います。残り7%につきましては、基本的にこの③の箇所を中心にまだ残っているわけでございますけれども、現在、これの整理を進めているところということでございます。

その進捗の状況を図示いたしましたのが、下のグラフでございます。ごらんいただきますように、転記につきましては、すべての事務所で全件終わることができました。あとは、この補正済みのところの赤のところをどこまで近づけられるかということでございます。1点ご報告でございますけれども、この作業、すなわち524万件の補正作業全体につきましては、12月末までに完了させる予定であるということでご報告をしております。その中で、私ども、1つの作業を進める目安として、11月末をめどに大方の作業を終了させるつもりでそういった決意を進めてもらいたいということを各事務局に指示をしておいたところでございます。11月末の時点が参りまして、先ほどごらんいただきました93%ということで、9割に乗るような形になってございますけれども、残る12月の段階で残りの7%、この中にはいろいろな困難なケースが入っているかと思っておりますけれども、ここをふるいにかけて精査をしていく作業を進めるということでございます。

その中で、あと1カ月ではございますけれども、こういった目安、目算で作業を進めるかということも、改めて事務局に報告を求めていますので、本日は間に合いませんでしたけれども、今後、1カ月ではございますけれども、その目算の立て方などにつきまして、またご報告をさせていただきたいと思っております。

その関係で、次の2ページ目でございますけれども、非常に数字がたくさん並んでおりますが、524万件のそれぞれの進み方を事務局別にあらわしたものでございます。左側の表の一番右側に補正済み割合というのがございまして、大方の事務局で95%以上、中には99%を超えるものも出てまいりますけれども、やはり一部の事務局、大きな大都市圏を中心に、若干進捗状況がほかの事務局に比べて遅れているところがございます。現在、そういうところを中心に、遅れている原因と、それから、これが12月中にきちんとキャッチアップできるのかどうか、その辺の目算について個別にヒアリングを行っております。そういったものを視野に置きまして、全体の体制の調整等も必要になれば、また本庁のほうで調整するということも含めて、とにかくこれについては大方の作業をきちんと終わられるように進めてまいりたいと思っております。

それから、別添ということで資料2の最後につけましたけれども、これは、私が今申し

上げていたことを改めて書かせていただいたものでございますけれども、かねてよりご報告申し上げておりますように、事務局のほうから補正が困難な事例があるという報告を受けておまして、それについて、具体的な累計と件数の報告を現在受けているところでございます。今、その取りまとめをしておりますので、これが取りまとめ次第、また先生方にお届けをするなり、ご報告をしてまいりたいというふうに思っております。

524万件の関係につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3でございます。「ねんきん特別便」の関係です。表紙をおめくりいただきまして、「特別便」につきましては、ご案内のように、今月から来年の10月までを目途に、それぞれ区分けをして、結果的にはすべての受給者・被保険者の皆様方に送付するということになってございます。その場合に、住所等のお届けをいただけていなくて未送達になる場合、あるいは、お送りできましたけれども回答がないといった場合も想定されますので、そういった場合にどういう手をとっていくかということも、後ほどまとめました資料でご説明したいと思っております。

下にご覧いただけます送付スケジュール、これはもう先生方ご案内のとおりでございますので、割愛させていただきますと思います。

1枚おめくりいただきまして、先ほど申しました、これから国民の皆様にご協力をいただくにあたっての広報でございます。広報方針についてということでございますけれども、基本的には、私ども、3点の基本方針に沿ってやってまいりたいと考えております。

具体的には、ここにご覧いただけますように、適切な時期に、ポイントを絞って集中的にやる。媒体としては、基本的には政府広報の活用を中心にしてまいりたいということでございます。

2点目が、そのときどきの処理の最新状況をわかりやすく国民の皆様にお示ししていくということについても心がけたいということでございます。

3点目でございますけれども、これ、政府だけが頑張るということではなくて、市町村あるいは関係団体の皆様方のご協力をいただきながら、幅広く重層的にやってまいりたいということでございます。

その中で、時期とポイントでございますけれども、当面年度末を目途に、3つぐらいの期間に区分けをして取り運びをしてまいりたいと思っております。そのうちの1点目が、(1)にご覧いただけますように、発送の開始時期前後、具体的には現在から今月の下旬にかけてということでございます。この中では、これから送ってまいります特別便の作業の全体

像、それから、当面これをお受け取りになった皆様方をお願いしたい事項、こういったことを中心にお知らせをしていくということを考えてございます。具体的には、その下に5つほど並んでございますように、まず12月から3月までを目途に、順次発送いたしますということ。それから、それをお受け取りになった場合をお願いしたい事項として、加入履歴の確認や手続、これをきちんとおわかりいただくこと。それから、並行して、5,000万件の解明作業も行ってまいります。特別便を5,000万件すべてお送りするというにならないわけございまして、送られない残る記録もございまして、これについてきちんと解明をやっていく。これについては、来年4月以降も続くということについて、やはりご理解を賜る必要があるだろうということでございます。それから、今回の記録が結び付く可能性がある方への特別便は3月までに送るわけございまして、当然、送られない方も出てまいります。そういう方々が不安になってはいけませんので、そういう方々も含めて、4月から10月には全員の方にお送りしますのでご心配なされないように、あるいは慌てないよということをおわかりやすくお伝えしていく必要があるかと思っております。これにあわせて、従来からお願いしております、まず住所をきちんとお伝えいただくということ、あるいは、結婚等で姓が変わられた方についてお届けをいただきませんと、名寄せということにつながってまいりませんので、そういったお届けをいただくこと。これについても、引き続き継続的にお伝えしてまいりたいということでございます。これが現在の時期、力を入れてやっておりますことでございます。

続きまして、次のページでございますが、相談需要が高まると見込まれる時期、具体的には、年が明けまして来月の下旬から2月上旬目途あたりが一つの山を迎えるだろうというふうに思っておりますけれども、その段階では、端的にわかりやすく、とにかくお願いしたい事項はこういうことということですと、それから、その場合のご相談先を具体的にお伝えをする。例えば、わからなければすぐ電話で、もう記録がこういうことで直るはずだということであれば、受給者の方であれば証書を持って事務所に来ていただくとか、そういった具体的な場所も含めてお伝えをしていくということでございます。

それから、残る年度末までの期間につきましては、(3)でございますが、発送の実施状況、3月までのところのまとめというものをきちんと国民の皆様方にご報告する必要があるだろうということと、それから、当然、この3月までに特別便の対象にならなかった皆様方についても、年度が明けてから全員に順次お知らせをしますということ、改めて繰り返しお伝えするということだろうと思っております。

媒体につきましては、2に書いてございますように、考えられるものを全部使ってまいりたいと思っております、先ほどご紹介いたしました政府広報の各メディアをはじめといたしまして、ホームページ、あるいは現場でリーフレット、それから自治体・関係団体のご協力を得て幅広く展開したいということでございます。

それから、次に4ページでございますけれども、非常に幅広い方にお送りいたしますので、対象者の方に目のご不自由な方、あるいは介護が必要とされる施設に入所されている方、さらには在宅も含めまして認知症の方々もいらっしゃいます。この方々には、きめ細かい目配りをしていかなければならないだろうということで、現在、各種の団体、このような方々を対象にお世話をされている団体がございますので、そこに協力依頼をしているところでございます。具体的には、これらの団体につきましても、それぞれ広報をお願いするとともに、私どもではなかなか目の行き届かないところについても目配りをお願いするといったことで、ご協力をお願いしようと思っております。

具体的な事項といたしましては、下のほうに並んでございますように、そういったすべての方にお送りするという、それで、送られた場合にどういうことをやっていただかなければならないかということでございます。特に上から3つ目の◆にございますように、施設入所の方については、施設の職員の方々に一定の必要な援助をお願いすることは必要になります。それから、非常に難しいケースといたしまして、例えば認知症の方々につきましては、ご家族、あるいは後見人の方にご援助をお願いしなければならない。必要に応じて、同意を得て、介護者の方に援助をお願いしていくという展開が必要になってくると思っております。

以下、ごらんのような形で、目のご不自由な方々もいらっしゃいますので、一番下に書いたような事項も含めまして、それぞれの状況に応じて考えられるだけのきめ細かな目配りをしてまいりたいというふうに思っております。これはご報告でございます。

それから、次に、相談体制でございます。5ページの4です。基本的な考え方といたしましては、ここの4つの◎に書いてございますが、ご利用される方の便宜も考えまして、電話をご利用いただく。ここで基本的なご疑問に対しては即時対応をしたい、これが基本でございます。それから、やはりご来訪しないと安心なされない方、あるいは、実際に記録訂正につながるということでご来訪いただく方もいらっしゃいますので、まず社会保険事務所を中心といたしまして、できるだけ最寄りの相談窓口というものを設けて、これをご利用いただくということを心がけたいということでございます。当然、相談に確実に対

応いたしますために、人員・体制の確保は当たり前でございますけれども、マニュアルをきちんと現場に届けて、これでの確な対応をしていただくということが大事になりますので、今その整備と現場への伝達の準備をしているというところでございます。それから、4点目、これも先ほどの広報と同じでございますけれども、政府だけのリソースでは限りがございますので、市町村あるいは社労士の皆様方とも連携を図って展開をしていかなければならないというふうに考えてございます。

具体的には、まず1の電話相談体制でございますけれども、ご案内のように、「ねんきん特別便専用ダイヤル」というものを設置いたします。ここでは、下の5つに並んでいるようなことを主にお知らせをする、お答えをするということでございますけれども、特に上から3つ目の、記載漏れがある場合の期間の情報を正確に思い出していただくための働きかけということでございますとか、あるいは、一番下にございますように、名寄せの結果出てきた記録そのものが照会票に書いてございませんので、そのあたりについてご記憶を喚起する。それから、具体的には、やはり最後は社会保険事務所で記録につなげていくということが必要でございますので、そのあたりの手順のお知らせ、そういったものについての確にやってまいりたいというふうに考えてございます。

現在、「ねんきん特別便」につきまして、今月中旬を目途に送付を開始したいと思っておりますけれども、それと同時に、この相談体制を開始したいと思っております。電話番号「0570」で、以下は伏せ字で恐縮でございます。ここにつきまして、開始時期前にお知らせをしてしまいますと、間違っかけて、まだかからないということになってはいけませんので、開始と同時にお知らせをしていくという形で広報してまいりたいと思っております。

それから、2番目に、来所をしていただく場合の相談体制の整備でございます。これは、基本的には待ち時間が長時間にならないように、丁寧にご案内をするということで、ブースの設置の仕方や職員の配置等につきまして整備をしてまいりたいと思っております。それと同時に、巡回相談をできる限り実施したいと思っております。具体的には、可搬型の窓口装置を携帯いたしまして出張するというので、場所につきましては、大体ご存知のように、市町村の会議所、あるいは商工会等の会議所をお借りして実施をする。これは夏に既に経験済みでございますので、その際の反省点も踏まえまして、またやってまいりたいと思っております。この場合に、やはり社労士の皆様方のご協力を得ることが非常に大事になってまいりますので、この協力の依頼等を今行っているというところでございます。

す。

次の7ページは、年金相談の体制でございますので、ご参考にごらんいただければと思います。

続いて8ページでございますが、先ほどご案内いたしましたように、送付をした後のフォローの体制でございます。2点ございますが、1点目が、「ねんきん特別便」が未送達となった場合の取り扱いについてどうするかということでございます。私ども、今現在、正確な住所あるいは正確な居所を把握するというところで、広報や、あるいは現場での調査活動を通じまして、これに全力を挙げてございますけれども、やはり一定程度、住所に行き当たらないものが出てくるだろう。その場合の対応でございますが、ここの右肩にございますように、年度内はまずお送りいたしまして、その結果を踏まえまして、来年度当初を目途に、この未送達の場合のフォローの取り組みを始めたいということでございます。具体的には、この図をごらんいただければと思いますけれども、未送達の事跡につきまして、これを残しまして、住所変更届の有無の確認をいたします。変更届があれば、これは時差によってお届けできなかったということがわかりますので、直ちにお送りいたします。変更届が出ていないということになりますと、これは住所の整備が必要になりますので、右のほうに参りまして、住所の調査までやっていくということでございます。この段階では、やはり市区町村のご協力、あるいは事業主のご協力がどうしても必要になってまいりますので、緊密に連絡をとりながら住所の調査をし、確定をし、判明したものについては順次送っていく、こういった体制を整備し、実施してまいるということだろうというふうに考えてございます。

続きまして、お送りはできましたけれども、ご回答がなかった場合の取り扱い、これは9ページでございます。基本的には、前回ごらんいただきましたように、「加入記録の照会票」、あるいは「確認はがき」というものが同封されてございますので、これをまずお送りいただく、お返しいただくということで、これが基本的にシステム上きちんと残るような事跡管理をするということでございます。これについて、未回答の場合、これが下の図の真ん中の流れでございますけれども、提出の勧奨はがきをもう一度お送り申し上げます。これは、発送当初から3～6カ月を目途にお送りして、それでまた反応を見させていただく。これを6～9カ月を目途に繰り返しまして、最後に残った方々につきましては、一番右にございますように、未回答者のリストを出力いたしまして、必要に応じて足で出かけていく、あるいは直接電話番号などがわかればご連絡をとるといったようなことも含

めて、とにかくきちんとお送りしたのについては、反応してこの結果を出していただくということを徹底してまいりたいと思っております。

これらの流れにつきまして、一番下にございますように、年度内いっぱい送って対応する作業に全力を挙げたいと思っておりますので、20年度明けて当初から即座に開始をしたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上が「特別便」関係につきまして、現在用意をしております準備状況でございます。

続きまして、資料4について、担当からご説明申し上げます。

【中野所長】 資料4をごらんいただきたいと思えます。ご指摘をいただきました事項に対する回答という形で資料を用意させていただいております。

まず1ページ目でございますが、厚生年金保険、国民年金等の台帳等は、どこにどれだけ保管されているのかということでございます。1のところに記載をいたしておりますが、本年9月10日の第3回年金業務・社会保険庁監視等委員会の資料を、この後ろにまた添付をさせていただいておりますけれども、こちらにございますように、社会保険事務所に約6億9,178万件、市町村に約1億3,526万件の名簿等があるということでございます。これが全体像で、後ろのほうに別紙として、少し詳しくなりますが、3ページ以降に、個別にどういった記録がどこに保管をされているかという資料をつけさせていただいております。2のところに記載をいたしております、前回、11月16日の委員会でご説明を申し上げました事項につきまして、コメントを加えております。

11月16日は、社会保険業務センターにおける厚生年金被保険者台帳、いわゆる旧台帳の保管状況についてご説明申し上げたわけでございます。簡単にポイントだけ申し上げますが、1つ目のポツにございます。厚生年金の被保険者台帳につきましては、昭和20年に本庁から地方庁に移管したのについて、再び本庁のほうに再移管という形で集めてまいりまして、これが約3,229万件ございました。その後、これらの台帳につきましては、昭和44年度から昭和52年度にかけてマイクロフィルム化、あるいは磁気テープ化をいたしました。これを実施いたしまして、マイクロフィルム化した台帳につきましては、廃棄を行いました。それから、磁気テープの元となった台帳、これが約1,365万件ございますけれども、これらについては、元資料として継続して管理を行っているところでございます。これらの紙台帳及びマイクロフィルムにつきましては、民間業者と契約を締結いたしまして、民間業者の倉庫に保管をしているところでございます。紙

台帳の保管契約については、台帳の枚数ではなくて、保管収納箱を4,373ケース委託をするということで契約を結んでおりまして、そのために必要な専用区画を借り上げるという形で契約をし、そこに保管をしているところでございます。

2ページ目ですが、磁気テープ化の元となった台帳につきましては、この民間業者の保有する、民間業者の第二倉庫というところに保管をし、マイクロフィルムについては、第三倉庫にそれぞれ保管をしているということでございます。現在どれだけの台帳が現に保管をされているかにつきましては、社会保険業務センターに保存されている書類の確認、あるいは、保管委託業者の倉庫での実地調査などにより、その保管状況の確認を行っているところでございます。しかしながら、大量の台帳収納箱についての確認作業であるということ、また、遠隔地に倉庫がございまして、常時、その確認ができないといった事情がございまして、調査に時間を要しているという状況でございます。

3ページ以下は、資料を添付させていただいておりますので、12ページをごらんいただければと思います。12ページが、2つ目の事項でございます。オンラインシステムの操作などによる不正受給の事案をどのように防止するのかという点でございます。社会保険事務所の担当職員は、社会保険オンラインシステムによりデータ入力をする場合、管理者から個人ごとに配付された磁気カードを使用いたします。このカードは、徴収、あるいは適用、そういった業務ごとに入力規制が行われております。必要な範囲の業務だけができることになっております。処理結果についても、リストという形で後に打ち出しが行われるようになっております。そのリストについては、管理者が確認を行います。また、今後、2に記載をしておりますけれども、来年の1月から3月にかけて、新しい窓口装置、ウィンドウマシンを導入しますが、その際には、指静脈による認証方式とすることにしておりまして、さらにその入力者の特定が厳格にできるようになってまいります。また、社会保険業務センターにおきまして、処理結果リストというものを管理者が確認をいたします。それから、年金給付誤りの防止や年金給付業務の適正化に資するために、業務センター内にサーベイランス委員会というものを設けておりまして、事務の誤り、あるいは不適正な処理などが発生した場合には、このサーベイランス委員会におきまして内容の検討をし、対応策についての議論をする、方針を決定するということになっております。4ですけれども、平成22年度に稼働を予定いたしております最適化後のシステムにおきましては、最終決裁者の確認が完了しなければデータベースの更新が行えないといった仕様になっております。そのほか、警告機能なども加える、あるいはログによる分析も行うと

いうことにいたしております。

13ページでございますが、NTTデータが高めの金利設定をしているということで、システム費用を34億円過大に請求していたのではないかと趣旨の会計検査院の指摘について、返還請求したかどうか、あるいは5年分の返還を請求できるかどうかというお尋ねでございます。1に記載しておりますが、平成17年10月の会計検査院の改善措置要求の趣旨は、社会保険庁が支払っておりますソフトウェア使用料のうち利子相当額の算定方法を、将来に向かって是正改善していくべきだという内容になっております。具体的には、ソフトウェア使用料の算出におきまして、その利子相当分の計算方法について、元本の支払いによって利子相当分が減少していくということが反映されていないというような点を改善すべきではないかというご指摘があったものでございます。これを受けまして、2に記載しておりますけれども、平成17年10月以降に新たに使用を開始したソフトウェアの利子相当額の算出については改善を行っております。一方、既に払った使用料につきましては、法的には委託先には返還請求に応じる義務がございませんので、返還請求は行っていないところでございます。

それから、15ページ、窓口装置のリース料金についてお尋ねがございました。平成19年度に随意契約により調達しました窓口装置1台当たりの経費につきましては、回線工事等の初期費用で約8万円、月額使用料として7万5,000円の経費が必要であるということになっております。一方、新しい端末を今後購入するという場合につきましては、入札で調達をすることとなります。また、その際の調達台数によって入札額が変動するということがございますので、一概にお答えすることは困難なことでございます。また、市区町村に設置することとした場合についても、その設置の環境等によりまして、経費の見積もりが変わってまいりますので、こちらのほうも、その設置する環境、あるいは台数などが明確になりませんとお答えが困難でございます。

【鈴木企画課長】 最後に、問5ということで、16ページでございます。市町村の職員の方々、あるいは社会保険労務士の方々に窓口装置、いわゆるウィンドウマシンの操作がさせられないというのはどういう事情かというお尋ねでございます。

まず市町村のほうでございますけれども、問題は3点ほどあるかというふうに承知しております。1点目は、やはり法律上の問題、これは法律は改正すればいいのではないかというようなご指摘も賜っているように承知しておりますけれども、現実問題といたしまして、現行法制では、市町村の法定受託事務の中に年金相談というものは必ずしも含

まれていないという整理をされておりますので、直ちにここの部分が使えるということにはならないという法制的なハードルが1つございます。それから、2番目といたしまして、ウィンドウマシン自体は、操作によっては不特定多数の年金個人情報にアクセスが可能になるような状態にもなりますので、個人情報保護の観点から、一定の排除措置が必要になってくるだろうということがございます。それから、3点目、これが現実問題といたしまして一番大きなハードルでございますけれども、現在、来年3月までに新端末への切り替えを走らせておりまして、その中で今般の年金記録問題に対応できるようなウィンドウマシンの台数の確保もあわせてやっているというような状況でございます。その中で、大変恐縮ですけれども、現実問題といたしまして、市町村の皆様方にまでウィンドウマシンを設置させていただく余裕がないということでございます。

一方で、私どもは、先ほど来ご説明申し上げておりますように、年金相談の中で市町村の皆様方のお力をいただく必要性、重要性は大きいというふうに考えておりまして、そういったウィンドウマシンが使えないという制約下ではございますけれども、できるだけ連携の緊密化ですとか、あるいは、市町村にやっていただける事項を明確化いたしまして、効果的な相談対応をしたいというふうに考えてございます。

それから、同様に、社会保険労務士の先生方に窓口装置を操作していただく、端的に申しますと、事務所に窓口装置を設置したらどうかということでございますけれども、これも、問題点を絞れば2つということになります。1つは、先ほど申し上げました個人情報の保護上の問題点、それから、もう1つ、こちらが実際上の問題点でございますけれども、先ほど申しましたように、ウィンドウマシンの設置台数にどうしても限りがあるということでございます。このあたりも、多々益々弁ずという世界だろうと思っておりますけれども、現実問題として、資源に限りがあるということでございます。

一方で、社労士の先生方には、出張相談、巡回相談を中心といたしまして、実際にウィンドウマシンもごらんいただきながら相談にご協力をいただくという局面が出てまいりますので、このあたりにつきましては、出張相談、巡回相談にウィンドウマシンを用意しつつ、先ほどの個人情報保護の部分につきましては、職員との連携ということで、問題点をクリアして、活用を図ってまいりたい。現在おかれている制約条件のもとで、このあたりが工夫できるところではないのかなというふうに承知いたしております。

以上でございます。

【葛西委員長】 これでは資料説明は終わりですか。

【鈴木企画課長】 大変恐縮でございます。会議資料ではございませんが、参考に資料だけお配りさせていただいております。「社会保険オンラインシステムの刷新について」というものです。これは、存在のご紹介だけさせていただきます。総務省の検証委員会の報告の中で、記録問題についていろいろご指摘いただく中で、システムにつきましても、現行システムが抱えているさまざまな問題点についてご指摘をいただいた上で、その早急な解消を図るという観点から刷新を進めること、進める上では、第三者的な立場にある機関に、十分にこういったものについてご報告をし、きちんと見守っていただきながら進めるようにという趣旨の報告が出されたということは、ご案内のとおりでございます。

この報告に沿いまして、内閣官房のほうに電子政府評価委員会というものがございまして、その下に社会保険オンラインシステムの最適化評価ワーキンググループというものが設けられたところでございます。実は昨日、12月4日でございますけれども、その第1回の会合が開かれまして、その席上、私どもがオンラインシステムの刷新につきましても、その取り組み状況と今後の展開方向につきましてもご報告を申し上げます。その際の資料を参考に配付させていただいたということでございますので、ご参照いただければと思います。

【葛西委員長】 それでは、説明は終わったようでありますので、あとはご説明に関するご質問、あるいはご意見を、自由にお出しいただきたいと思っております。

【岩瀬委員】 今、11月から実施しているという第1次名寄せについて、まずお聞きしたいんですけども、これは、年金受給者との名寄せということが書かれていますが、年金受給者と年金受給年齢に達している2,880万件をぶつけているということですか。

【中野所長】 年金受給者といわゆる5,000万件の年金記録とをぶつけておりまして、年齢で区分をしているわけではございません。

【岩瀬委員】 ということは、今、524万件は補正作業をしているわけですね。524万件を外した部分で、4,500万件と当てているということですか。

【中野所長】 実質的に、そういうことになります。524万件の部分については補正中ということでございますので、そういうことになります。

【岩瀬委員】 つまり、4,500万件と当てているということですね。524万件を外したということは。

【中野所長】 524万件につきましても、5,000万件のデータを抽出した際に、既に補正ができたものは、その中に入ってまいります。

【岩瀬委員】 ということは、今補正をしている約500万件が終わった段階で、残った部分ともう一回後で当てるということですか。

【中野所長】 氏名の補正が終わった段階で、再度また5,000万件の条件、未統合記録というものをもう一度抽出いたします。その際には、修復された記録はすべてそこには入ってくるということになります。

【岩瀬委員】 今までの説明だと、1次名寄せがあつて、2次名寄せというのは、条件を緩和して行うという理解だったんですけども、ここの1次名寄せというのは、補正が終わっていない記録を外した段階で行って、そして、補正が終わった部分をもう一度当てて、それを2次名寄せというふうと呼ぶ。そして、3次名寄せが、さらに条件を緩和したものというふうな整理になってくるわけですか。

【中野所長】 呼び方でございますが、1次名寄せと私どもが呼んでおりますのは、氏名、性別、生年月日、3項目が一致する記録、仮名氏名の濁点の有無とか、漢字氏名の新旧字体の緩和、こういったものも含まれますけれども、氏名、性別、生年月日の3項目を一致させる名寄せのことを1次名寄せと呼んでおまして、2次名寄せは、その条件を緩和する名寄せということでございます。操作のタイミングとしましては、氏名の補正が終わった後に、年金受給者についても、再度、この1次名寄せを行います。したがって、前回漏れていたものについても、氏名の補正が終わっていれば、この1次名寄せが行われますので、その結果が出てまいります。

【岩瀬委員】 あと、名寄せと関連する話で、今、5,000万件の中身の精査をされているということですよ。前回のお話だと、約500万件を外して、4,500万件の中身の精査をしていると。5,000万件で精査をするのと、4,500万件で精査するのとは、これはやっぱり変わらないんでしょうか。大きく変わるものなのか、変わらないものなのか。

【中野所長】 前回お尋ねがございまして、解析作業は524万件の氏名等を補正中のものは除外をするというふうにお話をいたしました。解明作業は、それぞれの記録の中身や属性などを分析してまいりますので、基本情報が欠けているものについては、一応別のグループとして一旦置きまして、それ以外の残りの部分を今解析をしているという状況でございます。

そして、524万件についても、氏名の補正が終わった後には、再度全体像の中で分析をいたします。

【岩瀬委員】 基本的なことをお尋ねしたいんですが、その解析作業をして中身を精査した結果を、名寄せ作業を進めていく上でどう生かすわけですか。ただ中身がわかりました、性別がどうなっている、欠けているのはどうなっているというだけではなくて、その結果をこの名寄せの本来の作業にどのようにして生かしていくのかというのがちょっとよくわからないので、教えていただけませんか。

【鈴木企画課長】 今のご質問につきましては、名寄せそのものと申しますよりは、名寄せをして、特別便でお知らせをできるグループと、5,000万件の中に、その名寄せでわからない、特定できないグループが出てくるんだろうと思います。特定できないグループをそのまま放っておくというはあり得ない話で、名寄せの対象に引っかからなかったグループにつきまして、それがどういった属性の記録なのか、これをきちんと国民の皆様方にご説明しなければいけないというのが1点。それから、当然、属性がわかるというのは、それに対して対策が打てるということになりますので、名寄せでは対策につながらなかった記録につきましても、この解析作業を通じて属性がわかると、対策が打てて、記録の統合につなげることができる。こういった形で役立てるということでございます。

【葛西委員長】 12月中に、524万件の補正作業を終わるという計画で進めておられるわけですね。今、ここでお話を聞くと、86%は補正作業が終わり、残るものうち、7%分はできるという見通しが確実になっていて、さらに残る7%は、これから1カ月間に補正作業をいろいろ進めていくという話なんですね。さらに残る7%というのは、一体どういうものなのか、イメージがよくわからないんですが、どういうものが難しいのか、今までできたものとできないものの定性的な差というのはどこにあるのかということ。もう1つ、7%の最後に残った記録を詰めていって、最終的に意味づけをすることのできないようなものが残ってくるというのは、当然のこととしてあり得るのではないかと思うんですよね。

この資料を見ると、先ほども委員の中での議論で出ておりましたが、「補正済み」というのは、その最後に残るものを除いたものを「補正済み」と言うのか、わからないということが明らかになったときは「補正済み」というふうに理解すればいいのか、その辺のところの言葉の定義もきちんとしておいたほうがいいのではないかなという気はするんですね。

また、例えば、作業の見通しについて、努力をします、「Do our best」ということを言っても、あと1カ月ですね。どこかの段階で、数はわからないけれども、どういうふう

な形になるかという定性的な情報を早く出しておいたほうがいいのではないかなという気もしますが、そこはどうなんですか。

【鈴木企画課長】 まず順不同になりますが、作業を進めていってわからないものというのは、「補正済み」には入れてごさいません。「補正済み」は、完全に埋まったものということです、それがわかるような説明表記をしまいたいと思います。これがまず1点でごさいます。

それから、今委員長がおっしゃった7%でごさいますけれども、この7%全部が埋まらなかったり、補正が困難だということだとは思ってごさいません、実は、先ほどごらんいただいた資料2の2ページ目の大きな各局別の数字で、先ほど申しました補正済みの割合の数字が低いところについて、気になりますので、11月25日時点ではこういうことがあったけれど直近でどうなんだということを知りたいと聞きますと、大方の事務局では、このごらんいただいている左のほうの表の一番右側の補正済み割合、要するに、ちゃんと埋まった割合というのが、90%台に乗ってきてごさいます。95%以上に乗ってきてごさいますので、この現在の7%自体も、時の経過とともにかなり減ってくるんだらうというふうに思っています。

その上で、では全部が大丈夫なのかということでごさいますけれども、ここから先は定性的な話になりますが、やはり残る記録というのはあるんだらうと思っています。例えば、その一例として報告を受けておりますのが、払出簿が、災害、戦災、あるいは水没その他で存在しない、見つからないのがあると。あるいは、紙としてはあるのですが、どうも判読ができないというものがごさいます。そういうものにつきまして、直ちにあきらめるのではなくて、例えば、それが読めなくても、前後の記録から類推して、旧台帳にさかのぼって何か特定ができないかとか、今、そういった代替手段もあわせて講じておりますけれども、そういった代替手段を講じてもおわらないものがどのくらいあるのか、その累計と件数については、今まさに報告を上げてきていただいております。きょうは間に合わなくて申しわけごさいませんでしたけれども、まとめれば、委員長がおっしゃるように、早めに国民の皆様方にお伝えをしていくということも大事なことかなと思っております。今の段階では、舛添大臣からも会見などで話していただいておりますが、定性的にそういうものがあるんだということについて、まずはお知らせをする、こういう段階でごさいます。

【葛西委員長】 定性的ですよ。量的には、現段階では言えないわけで、結果として

しか出てこないわけですよ。定性的にはそういうものがあるんだということは、もう言っているということですか。

【鈴木企画課長】 はい。

【村岡委員】 1点、簡単な質問と、あと、「ねんきん特別便」について幾つかお願いがあります。

簡単なほうの質問は、1次名寄せをもう始めておられると思うんですが、5,000万でも4,500万でもいいんですけれども、1回プログラムを稼働するまでに、大体どれぐらい時間はかかるんですか。ウォールクロックで、要するに、時計で大体。CPU時間という意味ではなくて。

【中野所長】 私のほうからお答えをさせていただきます。

【村岡委員】 もちろん、アバウトで結構ですが。

【中野所長】 まず、この作業のプロセスは、名寄せを行うプロセスと、その後の期間重複チェックという2つがあります。名寄せのプロセスの部分につきましては、現在、オンラインシステムとして稼働している、そのすき間の時間を使ってやっておりますが、営業時間で見まして、その部分に限定して考えて、1週間程度でございます。

【村岡委員】 土日はされないんですか。

【中野所長】 土日も、私ども、さまざまな業務が入っております、詳細な運行計画を立てながら、名寄せの作業を行っております。そこで、名寄せのできた記録について、今度は期間重複チェックというプロセスにかけていくと、こんな段取りでございます。

【村岡委員】 伺った理由は、マシン時間が足りないということにならないかということが心配だからです。もし足りなくなるのであれば、あらかじめマシンをどこかで借りるなり何なり準備をされなければいけないと思うんですが、その辺は大丈夫ですか。

【中野所長】 今申し上げましたのは、年金受給者のケースの大まかなお話です。これから被保険者の名寄せの部分に入っております。こちらのほうは母数が多い。それから、総数としてどのぐらい名寄せでぶつかってくるかということにもよりますので、まだ十分予測が立ちませんが、現状においては運用時間を確保できるであろうというふうに見込んでおります。

【村岡委員】 そうですか。

あと、「ねんきん特別便」についてです。細かなことで、まず1ページで、朝日新聞にも書かれておりますけれども、ここで「訂正がない」という場合は確認完了とありますけ

ど、「訂正がない」というのは、実は1次名寄せについて言えば、被保険者が勘違いしている可能性が大きいわけですよ。1次名寄せは、おっしゃるように、3つの条件が合致して、あなたの記録があるはずなんですよということですが、記録自体はご本人には見せていない。それで、ご本人が勘違いして、「訂正はありません」という丸印をしたら、「あ、そうですか」と言って納得してしまうというのは、何かサービス不足のような気もするんですけど、いかがでしょう。

または、逆に、それで納得するんだったら、それだけの危険性がありますから、ちゃんとチェックしてくださいねということ、PRの中できちんとやっていただかないといけないと思うんですが。

【鈴木企画課長】 まず、おっしゃるとおり、この確認行為は非常に大事なものでございますので、それが大事だということ、したがって、よくご確認いただきたいということは、PRの上にもPRを重ねたいと思っております。

その上で、やはりご本人から訂正がないというご返事をいただいた場合に、これは私どもが「そうじゃないでしょう」と言えるかどうかということは、そこまでなかなか言えないのではないかとこのように思っております。そこは、一定程度、やはりご自身の記憶でございまして、非常に僭越な言い方になりますけど、やはりご自身の側の責任ということでご対処いただく面もあろうかと思っております。

ただ、やってみたところで、そういったものが非常に大量にあるということになりますと、また別途、何か手を打つことが必要かどうか、そういったことは常に見ながら、反すうしながらやっていく必要はあろうかなと、今の段階では思っております。

【村岡委員】 おっしゃるように、今、責任という言葉をお使いになりましたけれども、はっきり言って、一番最後に出てくる未達の方も含めて、これは、要するに、国民のほうもある程度の責任を分担しなければできない作業ですよということを、どういう言葉をお使いになるかは別にして、はっきりおっしゃらないと、社会保険庁だけが頑張っておられて、我々国民は適当にやっていれば大丈夫だろうなということではいけないんだということは、やっぱり相当きちんとPRされたほうが、その時点では批判を受けるかもしれないけど、あとで誤解が残らないのではないかと思いますので、ちょっとお考えいただければと思います。この場で、もちろん、即答される必要はないと思います。

あと、もう1つは、これも同じ話を何回も繰り返して恐縮ですけど、「ねんきん特別便」の専用ダイヤルを設けられますよね。こういう専用ダイヤルが失敗した例というの

は、もう世の中に百万とあるわけですので、ぜひこういったものを専門でおやりになるところが多い専門家の方とご相談になった方がいいと思います。あふれた場合にどうするかとか、いろんなノウハウがあります。それは、ご承知のように、常にかけてつながらない電話というのは一番嫌われるんですよね。ですから、それはぜひ、しつこいようですけれども、何回も考えていただければと思います。そういうところで不信感を抱かれてしまうと、大もとの作業がなかなかうまくいかないということになると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

【岩瀬委員】 先ほどの補正が困難な7%についてお尋ねをしたいんですけども、これは、この補正が困難と思われる7%に関しては、ワンビシアーカイブズのセキュリティ倉庫に行って、そこで記録を調べているという理解でよろしいんですか。

【鈴木企画課長】 繰り返しになりますが、7%全部が困難ということではございません。その中でぐっと絞られていった場合に、例えば、旧台帳を見る必要があるということになりますと、一部既に報道されていますが、セキュリティ倉庫に行って確認をするという作業も必要で、やっております。

【岩瀬委員】 そこに収められている旧台帳というのは、資料4の1ページに書かれているマイクロフィルムと磁気テープ化の元になった紙ベースの台帳と2つで持っているということですね。各地方の社会保険事務所が、ワンビシアーカイブズのセキュリティ倉庫に行って調べているのは、紙ベースを調べているということですね。紙ベースというのは、僕もちょっと聞いてみますと、各都道府県別にきれいに整理されていて、そこに行って、自分の県の紙を見て調べている。その結果をどう持ち帰るかという、コピーを取ったり、デジカメで撮影したりして持って帰っているということだと思うんですけども、これで果たして漏れなくきちんとチェックができるのかというのを非常に疑問というか、不安を覚えるんですが、この1,365万件をこの際オンラインに入れてしまうということはお考えにならないんですか。もう一度再入力するというのは。そうすると、読めない部分があったものを、全部補正できるのではないかなと思うんですが。

【坂野長官】 今のお話は、国会でも既に何度もお尋ねがあったご質問でございます。私がお答えをしておりますのは、1,365万件、電子データ化されたものについては、紙台帳からそのデータを電子データ化して、入力をしているものであるということを申し上げておるわけでございます。この紙台帳で調べる場合は、例えば、どういう事業所に働いておられたのかという場合に、この電子データ化されているほうには、事業所名が具体

的にあらわれる形のデータになっていなくて、一定のパターンでしか入っていない。そういう形で入れているものですから、いろいろ記録のご照会をいただいたときに、こういうようなところに、あるいは、こういう業種に勤めていたような気がするということをおっしゃられますと、一応オンラインのほうで電子データで引きますが、出ていない場合は、紙台帳のほうに帰って、そういう事業所というものが本当にそこの方にあつたのかどうかとか、そういうようなことを調べているケースが多いということでございます。

それから、524万件を調べる場合は、524万件について、氏名、性別、生年月日のうちのどれかが欠けている場合に、その欠けている元になったデータのほうで、例えば、生年月日が入っている。で、名前が欠けているとした場合に、その生年月日、払出簿と言って、事務所にある台帳に、名前は埋まりました。ただ、生年月日がちょっと違うというようなケースも、実はあるようでございます。そうしますと、これは旧台帳のほうに帰れば、その本来のもともとの生年月日が出てくるわけございまして、そういうことで、確認をしながら、場合によっては記録の補正も一緒にやっている、そういう作業もあるわけでございます。したがって、1,365万件を改めて電子データに入れ直すということは、私ども、必要がないと考えております。

ただ、国会でよくご質疑があるのは、その1,365万件を入れた、その元になる紙の台帳も、私どもが保存をしていると。それがセキュリティ倉庫に入っている。では、その1,365万件の台帳が本当に100%その箱の中に全部入っているのかというお尋ねでございます。私どもは、当時のいろんな記録からすれば、ちゃんと納めたという、そういう記述のある資料はあるのでございますけれども、では改めて1,300万件以上のもののデータを一つ一つ確認をして、全部入っているということを確認いたしましたということを申し上げるだけの作業がまだ済んでおりません。先ほど申し上げたように、4,000箱を超える保管箱でございます。それを一つ一つ開けて、そして、データが入っているかどうか、何冊入っているか、その場所に欠落がないか、あるいは、場合によっては、別の番号のものがそこに紛れ込んでいないか、そんなことをきちんと調べたいと思っているわけです。

ただ、今申し上げたいろんな作業をやりながら、その作業もやるものですから、少し時間がかかる作業になっていると、そういうふうに私ども考えておりまして、基本的に、先生の言われる1,365万件の電子データが誤っている、そういうところから私どもは出発していないというふうにご理解をいただいたらありがたいと思います。

【岩瀬委員】 よくわからないんですけど、この1,365万件については、オンラインに入れたわけですね。入れた際に、事業所名なんか入っていないのもあるわけですか。普通は、このデータを入れるとなると、全部項目を入れるというふうに考えるわけですけども。

【坂野長官】 私も具体的に全部の面を知っているわけではないんですが、入れたときに、事業所の個別名称をそのまま全部入れているのではなくて、一定の相似のようなパターンで入れているというふうに聞いております。

【岩瀬委員】 いわゆる事業所の記号番号だけ入れて、事業所名は入っていないというんですか。

【坂野長官】 ええ、そこは、専門家がいれば後で答えさせますが、一番旧台帳に当たりに行く必要があるのは、事業所名の確認に行くということを聞いておりますので、電子データのほうでは、すぐそれが多分わからない形になっているんだと私は承知をしておりますが、ちょっと専門家がいれば、追加して説明させます。

【中野所長】 簡単に補足をさせていただきますけれども、事業所の記号番号というものが電子データとして入っているわけですが、524万件の中で、そういったものが正確なものが入っていないケースがありまして、その事業所が確認できませんと、先ほど岩瀬委員がおっしゃいました名簿、これは事業所ごとに管理をされていますので、その被保険者名簿を見に行くことができない。したがって、台帳に戻りまして、その方の事業所の確認をしていく、そういう作業が必要になってくるというケースがあるということです。

【岩瀬委員】 すみません、確認したいんですけど、要するに、旧台帳を入れたときは、事業所番号は入れたけれども、事業所名は入れたり入れなかったりということになっているということですね。

【中野所長】 事業所番号が正確に入っていないケースが、中にあった。

【岩瀬委員】 事業所番号がそもそも間違っ入力されている。しかも、事業所名も入っていないケースがあるということですね。

【中野所長】 そうです。

【岩瀬委員】 わかりました。

【住田委員】 大きく2つお尋ねしたいと思います。

まず、職員の体制です。日常の作業のほかにいろいろ別途の作業が増えたということ

で、普通の民間会社だったら、もう総がかりで対応しているところでしょうが、例えば、この524万件の補正作業に関して、育児とか介護とかでどうしてもやむを得ない方を除いたら、対応している職員の割合はどのくらいでしょうか。

次に、これに関連して職員団体との関係です。これまで民間企業から見るとあり得ないような合意がたくさんあったようなんですけれど、今回別途に増えた作業については、職員団体とどういう話をされたんでしょうか。割増賃金などいろいろなことについては、どういうふうなお話し合いができたんでしょうか。逆に合意ができていないので、幹部職員が動員されたり、OBを出してきたり、もしくは、平日のオンラインの稼働時間を延長し、賃金職員を入れられたんでしょうか。そこら辺をお聞きしたいところです。

もう1点は、資料4の13ページの34億円の過大請求の件です。会計検査院が不適切であると判断したことに関して、将来に向かっての是正するだけと終わり、過去にさかのぼっての対応はされなかったということなんですけれども、実際にこのようなやり方は、国のほかの機関ではやっていなかったのかどうか、そして、NTTデータは、ほかの民間会社と契約するときには、このような方式ではなく、別のことをやっていたのか。要するに、一般的だったかどうかということが、不当利得になるかならないかということ判断する上で、大きなポイントになってくると思うんですね。契約内容としてはあり得るとしても、ほかではやっていない過大なものであったというのであれば、私は不当利得という考え方もあり得ると思うんです。ですから、その前提として、国としてはこんなやり方をほかではやっていなかった、NTTデータは社保庁だからこれをやったんだということになれば、やはり不当だと考えられる部分が出てくると思います。ほかでやっていたかどうか、という調査をされたかどうかお伺いします。

【吉岡総務部長】 最初に、前段のご質問についてお答えしたいと思うんですけれども、今般の年金記録問題については、一つの大きな作業として、名前の入っていないものの記録への対応というのが、スムーズな名寄せに向けてのひとつ大変大きな壁にもなっているわけです。これにつきましては、作業的にはもう2カ月、3カ月にわたっておりますが、私の了解するところでは、単に幹部だけではなくて、当然、一般の若い職員も含め、できるだけ健康に影響のないようなローテーションを組みながら、それぞれ割当をして作業に入らせていただいていると。

超過勤務と言っても、これは上限といいますか、実質的にその勤務に従事された分全部出るわけではございませんので、工夫の仕方としては、例えば、土日に出勤していただい

た方には、代替休という形で、ウィークデーに時間帯あるいは半日帯で休養を取っていただくという形で考えておりますが、ただ、どうしてもウィークデーも大変忙しゅうございますから、そういうところはどうしても、いわゆる事務所の幹部と申しますか、所長、次長、業務次長、庶務課長、そういうところにしわ寄せが来ているという面は否めません。

それと、組合との間で、それぞれ、現在、私ども、記録問題を中心に、社会保険庁が置かれている現状はよくご理解いただいているというふうに考えておまして、この作業にあえて協力をしないとかいうことは、全然なくて、それこそ、さっき住田先生がおっしゃったように、どうしても家庭の事情で行けないとかいう方以外は、ほとんどの方がその作業に参画をいただいていると。もちろん、年金記録の補正作業だけではなくて、いろいろほかに相談業務なども土日にございますので、そういうところはそれぞれの持ち場に応じてやっていただいているという状況です。

なお、ちなみに、OB団体と申しますか、社会保険庁の特に幹部を中心に、OBからもこの作業に協力をしたいという申し出がございまして、ある県では大体月2日程度、土曜日か日曜日に作業に来ていただいて、これは全くボランティアでございませけれども、そういう形で現場の職員の現在の業務をサポートしていただいているという状況も聞いております。ただ、OBないし職員で対応できない分、例えば、旧台帳の入力作業等につきましては、可能なところにつきましては、派遣社員を使うという形で全体的な対応をしているという状況でございます。

【中野所長】 それから、資料4の13ページの件でございませますが、まず、他の官庁と、あるいは他の事業者がどういう対応なのかという点については、大変恐縮でございませますが、私ども承知をいたしておりません。

それで、今回、こういうことで指摘を受けました点につきましては、私ども、法的に厳格な対応をしようということで、顧問弁護士に相談をさせていただきまして、どこまでどういった対応が可能なのかということを検討させていただきまして、その結果として、13ページにあるような対応を行ったということでございませ。

【住田委員】 ですから、前提として不当かどうかということ調査しないと、返還請求する権利がないと確定するのは、困難だと思ったのです。これを判断する上でこのような事実を調査されたのかとお聞きしたんです。契約だけで見たら、もうそれはそのとおりとなるんですけど、この契約の中身自体が一般的でなく、おかしいものであれば、やはりこの契約自体が、不当なものである、だから相手方に返還請求してもいい。さらには、不

当な契約をしたときの担当者の個人責任も出てくると思うんですね。そういうことも含めてなされたのかということを確認したかったんです。

【磯村委員】 今の住田先生のご質問に関連した部分をまず最初にお伺いします。13ページのこのNTTデータの件ですが、この回答結果は、正式な委員会資料としてホームページに掲載されますか。

【鈴木企画課長】 基本的にはそうです。

【磯村委員】 そうですか。感情論としては、全くいただけませんね、私どもから見ますとね。法的には委託先には返還請求に応じる義務がないということですが、法的に向こうが応じる義務がなくても、こっちは請求できないんですか。

【住田委員】 ですから、それをお聞きしたんです。前提事実を調査しないまま、できないということのほうがおかしいと思います。

【磯村委員】 おかしいと思いますね。ですから、これは、お答えとしては、ちょっと不十分なお答えになるのではないかと思います。これがまず第1点。次回、ぜひひとつその辺をお願いします。

それから、2つ目に、「特別便」の関係でございます。資料3の8ページでございます。未送達の取り扱いの中で、社会保険業務センターの枠の中の下のほうに、「変更届なし」、「住所リスト出力・送付」とありまして、送付する相手は、市区町村と事業主でございますね。それでよろしいですか。

【鈴木企画課長】 社会保険事務所でございます。

【磯村委員】 事務所に一たん送って、事務所から市区町村と事業主に行くということですか。

【鈴木企画課長】 リストそのものに行くかどうかは別といたしまして、市区町村・事業主に確認をするということです。

【磯村委員】 確認をするためには、リストが行かないと確認できませんね。

【鈴木企画課長】 大変申しわけありません。リストの関係、当然ですが、各市町村ごとに関係部分をご照会をするということでございます。

【磯村委員】 関係部分を持っていくわけですね。事業主にも関係部分を持っていくわけですね。その持っていく場合に、紙ベースで行くんですか、テープベースで行くんですか。そこまでご検討なさっていますか。

【鈴木企画課長】 基本的には、できれば、当然電子媒体のほうがいいわけですが、そ

こはこれからの検討になります。

【磯村委員】 これからの検討で間に合うんですか。依頼主は市区町村か事業主しかないということであれば、紙ベースで持っていくのか、テープで持っていくのかのご検討は、当然なさっておかないとシステムの間に合わないわけですね。

【鈴木企画課長】 市区町村ごとにインターフェースがいろいろございまして。

【磯村委員】 だから、それも十分考慮に入れて。もちろん、事業主だって、いろいろインターフェースはあるでしょうから。

【鈴木企画課長】 それは、大変申しわけございません、これから検討していくということになります。

【磯村委員】 それでよいのかというのが1点です。

それで、そのシステムマッチングができないと、事業主や市区町村は大変ですよ。これは手作業になるわけですね。どういう段取りになるのでしょうか。

【鈴木企画課長】 非常に大量のものが生じた場合につきましては……。

【磯村委員】 いや、大量であろうとなかろうと、システムベースでなければ、手作業になるしかないんですね。

【鈴木企画課長】 それは、そうなると思います。

【磯村委員】 そうでしょう、大量であろうとなかろうと。市区町村で大量にあった場合にどうされるんですか。最悪の場合を想定してシステムをお考えにならないといけないと思うんですが、間に合うんですか。市区町村のご意見をお聞きになりましたか。

【鈴木企画課長】 まず、市区町村につきましては、私ども、例えば、台帳被保険者につきましては、毎月国民年金の保険料の徴収業務というのをやっております。したがって、その住所の把握につきましては、市区町村との間で緊密な連携関係がございまして、基本的に、今まで市区町村が全然意識していなかった大量の業務をどかんとお願いするということではなくて、ある意味、今日々やっております市区町村との住所の整備作業、その中に乗せていくということになるんだろうというふうに思っております。

【磯村委員】 では、その辺のことを市区町村にご意見をお聞きになりましたか？

【鈴木企画課長】 はい。これは、例えば、今の台帳被保険者の住所整備につきましては、既にこれは昨年度から始まっておるわけでございますけれども、始まる際に市区町村の意見も聞きまして、現実に今全部の1,800を超える市町村でこれは動いているという状況でございます。

【磯村委員】 紙ベースかテープベースかをお知らせなさらずにご意見をお聞きになったんですか。

【鈴木企画課長】 したがいまして、この作業自体につきまして、紙であるのか、磁気であるのかということでございますが、私どもの認識といたしまして、今申し上げましたように、現在進んでおります日々の市区町村とやっております住所整備作業、その中に乗ってまいりますので…。

【磯村委員】 それに乗るんだったら、テープベースですね。

【鈴木企画課長】 テープでやっているところもございませし、現実問題、紙でやっているところもございませ。これ自体を切り替えるかどうかということにつきましては、先ほどちょっと言いかけました、大量のものになるのかどうかということを見ながら、臨機応変にでございますけれども、検討していかなければいかんだろうと思っております。

【磯村委員】 ぜひ早めをお願いします。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 もう1つ、これに関連して、これは住基ネットとの照合はあえてなさらないんですか。

【鈴木企画課長】 この段階では、住基ネットとの照合は考えてございません。

【磯村委員】 それは、できないからですか。

【鈴木企画課長】 できないからではございませんで……。

【磯村委員】 法的な制約があるからですか。

【鈴木企画課長】 法制的にではなくて、手順上として、この4月以降には間に合わないということでございます。

【磯村委員】 間に合わない。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 間に合えばおやりになる。

【鈴木企画課長】 もう1つは、件数との見合いだろうと思います。1件当たり幾らというふうに、ご案内のように、費用がかかりますので、ある段階でやっていくのが一番おそらく効果的、効率的であろうと思っています。

【磯村委員】 ぜひ両方並行してお考えになったらいかがでしょう。これは市区町村が大変ですよ。

【鈴木企画課長】 今の点は大変大事だと思っております、住基との照合作業を、いつ

かやらなければいけない。その際に、システム的な対応が一番ネックになりますので、その準備というものは今から視野に入れて進めております。今アドバイスいただいたことも含めまして、どのタイミングでやるか、またよく図ってまいりたいと思っています。

【磯村委員】 わかりました、ぜひお願いいたします。

「特別便」の3つ目でございます。これはむしろお願い事になろうかと思いますが、先ほどご意見の出ました確認のはがきの件でございます。この確認のはがきは、一たん被保険者が勘違いをして、「確認」と書いてしまったら、あと、訂正はできないのかと前々回質問いたしましたら、「それはできる」と。「できるけれども、そのできるということを書いてしまうと、記入者が熱心な確認をしないおそれがあるので、熱心に確認してもらうために、あえてそれを書かないんだ」と、こういうことございました。違いましたでしょうか。要は、「確認」と書いたはがきを出しても、その後に判明した新事実があれば、それは撤回できるというふうなご説明をいただいているんですが、それでよろしいですね。

【鈴木企画課長】 それで結構でございます。

【磯村委員】 よろしいですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 あえてそれは「特別便」の用紙には書かないと。この書かないというのには、いろいろそれなりの理由がおりなんでしょう。

その確認のはがきを受け取って、記入者が何年かしておかしいと、直してくれと言われたときには、再度受け付けをいたしますという意味のことを、社会保険事務所に通達か何かお流しになりますでしょうか。

【鈴木企画課長】 はい。具体的にどういう形かというのは、当然検討いたしますが、事務局が「確認のはがきを出したんだからだめだよ」などと言わないように、注意事項の一環として周知をしたいと思います。

【磯村委員】 ぜひそれは大きな字で出していただきたいんです。そして、出したという証拠をここに出してください。そうしないと、正直なところ、私は、安心できません。

【葛西委員長】 それはやっぱり常識の問題じゃないんですかね。常識というのは、要するに、一回自分の意思表示をする際に、それは極めて重大なものだという意識を持つべきものである。しかし、それが全くの勘違いであったということが証明できた場合に、それを取り入れて修正することもまた常識なので、改めて断らないほうがいいと思うんです。むしろ、大きく、いつでも変えられます、いつお返事していただいてもいいですとい

うようなことを書くことは、私は、ねんきん特別便の持っているシリアスな意味をぼかす可能性があるのではないかと思います。

【磯村委員】 いや、特別便に書くのではなくて、所内の事務所の通達でやっていくということです。

【葛西委員長】 事務所の通達は、そういう問題が起こったときに、問い合わせをさせるようにすればいいのであって、さまざまな一般的なケースの一つとして処理すべきだと思いますね。管理側の立場に立って考えると、こと細かくそういうようなことを通達で出すと、それは必ずどこかへ流れていく可能性もありまして、そうすると、そのものもっているシリアスな深刻性をぼかしてしまうことになります。何らかの形で必要やむを得ざる状況によって錯誤であったというときは、世の中の常識に従って真摯に扱えばいいのであって、それをあらかじめ断っておけというふうに言うこと自体が、作業そのものの効率と、あるいは重要な意義をぼかしてしまうことになると、私は思いますけどね。

【磯村委員】 まあ、そこは窓口の皆さんへの信頼感によって変わってくるんでしょうね。

【葛西委員長】 やっぱこれは大事なものなんだということを強調するべきであって、大事なものを書き間違えてしまったときに、それは修正不能なものなんだというふうに思わないのは、むしろ世の中の常識ですから、世の中の常識のほうは書いておく必要はないと、私は思いますけどね。

【磯村委員】 委員長のような温かいお気持ちでずっとやってくださってきていると、今のような騒ぎにはならなかったと思うんですね。

【葛西委員長】 深刻な訴えがあれば、必ずそれはフィードバックされるものなのではないでしょうか。

【磯村委員】 深刻な訴えがフィードバックされてないからこそ、これまで大量の誤判断があったわけですね。

【葛西委員長】 フィードバックできる仕組みになっていればよいのであり、あらかじめ今回のご返事はいつでも訂正できるものでどのような内容にも変えられるものであるというような形をおおせないほうがいいと思いますね。きちんとレスポンスをしてくださいということではないでしょうか。

【磯村委員】 一般国民、記入者にではなくて、社会保険事務所の窓口の方にということを申し上げているんです。

【葛西委員長】 でも、そこまで言われなくちゃわからないようなことでしょうか。

【磯村委員】 そうですか、わかりました。では、今の発言は訂正しますが、一応こういう気持ちがあったということだけ記録に残しててください。

【住田委員】 そうすると、もっとはっきり言葉の概念を決めておいたほうがいいのではないのでしょうか。補正作業というのは、補正を全部完了してしまうということだということなのか、それとも、そうではなく、補正に向けた作業であり、処理困難件数というのが一定程度出てくるということも含んでいるので、その補正を完了させるまで当然、あらゆる努力するが、残るものもあるということなのか、です。このことをきちんと決めて周知徹底しておかないと、今後も記者会見等で誤解を生じる可能性があると思います。社保庁のほうでもこれまで、突合など、いろんな言葉の意味合いについて定義づけをされたように、これについても定義づけをして、そして、それに向けた目標と、それから、その進捗状況をやっていただくということを再度きちんとしていただきたいと思います。

【葛西委員長】 先ほどのお答えで私が理解したのは、処理済みという欄があって、補正済みという欄があって、あと、補正不能という欄が多分入るんだらうと、そう思ったんですが、そういう意味だったんですか。

【住田委員】 ですから私も、もう1個欄をつくっておいたほうがいいなと思っていました。

【葛西委員長】 補正不能がどうしてもゼロにはならないという意味ですよ。

【住田委員】 処理補正済みのところで100%にならなかったら、できなかったということと言われるのはあまりよろしくないのではないかと思ったわけなんです。

【磯村委員】 それから、最後に、端末の使用について、きょうお答えをいただいておりますが、市区町村自治体と社会保険労務士事務所の2つに分けて、2点お伺いしたいと思うんですが。

まず、市町村に協力をお求めになりたいというお気持ちはよくわかりましたが、もし事情が許すのなら、こういう端末を市町村の皆さんにも使ってもらいたいというお気持ちはおありなんではないでしょうか。それとも、市町村の皆さんには使ってもらいたくないんでしょうか。これは、法制上、費用上の問題は別にして、まず気持ちとしては、皆さん、いかがなんでしょう。

【鈴木企画課長】 1つは、法制の問題が現にございます。

【磯村委員】 いやいや、法制の問題を聞いているのではなくて、法制の問題やら、お

金の問題の事情が許せば、使ってもらいたいのか、使ってもらいたくないのか。

【鈴木企画課長】 それは、もちろん、言うまでもございませんけれども、一応国会で議論された上での法律でございますので、それが改正をされて、市町村も使えるようになったという暁に、かつ、ご協力いただけて、予算ももう限りなくあつて、実際に置けるといふことであれば、これはもう使っていただくのにやぶさかではないんだろうと。

【磯村委員】 やぶさかではない。やぶさかではないという日本語は。

【鈴木企画課長】 大変申しわけありません、撤回させていただきます。使っていただきたいと思ひます。

【石井運営部長】 ちょっと表現の仕方に誤解を招いた面があつたかもしれませんが、率直に申し上げまして、やはり市町村は住民にとって非常に身近な公機能を持った拠点ですから、これは特に国民年金も、仕事をする上では、やはり非常に重要で、私どもにとつても協力連携をお願いしたい、そういう場所なんですね。そういう意味で、やぶさかではないどころか、そのような今ある制約がすべて取り払われた、そういう状況下においては、むしろ積極的にお願い申し上げたいと、そういうような気持ちでございます。

【磯村委員】 ありがとうございます。

では、その制約が取り除かれるような状態にするためには、皆さん方として、どんなことを今なさっていらっしゃいますか。

【石井運営部長】 ここにもございますように、地方分権一括法という形で、ひとつ国の意思というものがここで定まったわけですね。したがって、基本的にはこれに従いつつ、しかしながら、法定受託事務として、私ども、いろいろお願いできる事柄がございますので、少なくともそれらについては、その趣旨というものを、私どものほうも丁寧に伝え、また、市町村のほうにもご理解いただいて、十二分な効果が出るような、そういう連携関係を強めようということが1点でございます。

それから、もう1つ、やはり国民年金については、収納状況が、私どものほうの事情もいろいろございまして、思うように進んでおりませんが、そのことに関連しまして、いろいろあるべき対策についてのご指摘、ご意見をちょうだいいたします。そういう中で、なかなかストレートな形で表明することは、これは、はっきり申し上げて、難しいわけでございますけれども、そういう気持ちはあるということは、これは伝える機会があればお伝えするようにしたいと思います。

【磯村委員】 だれにですか。

【石井運営部長】 例えば、私ども、社会保険庁の事業全般をごらんいただくために、外部の有識者からなる事業運営評議会という場がございます。これはオープンな場でございます。ここでいろいろな評価、ご指摘いただいておりますけれど、そういう場において、そのやりとりの中でお伝えしているということでございます。

【磯村委員】 厚生労働省の宮島審議官にお伺いいたしますが、この問題は大変必要に迫られた問題とお考えでしょうか、それとも、それはまあというお感じでしょうか、どちらでしょう。

【宮島総括審議官】 地方分権の流れの中で、従来市町村で保険料収納をお願いしてきたのが、事務官が廃止になって国の事務になったということの中で、今は協力事務をお願いするという形しかとれなくなっている。実際、その当時は、市町村で国民年金の事務に携わっておられる方が、私のうろ覚えでも7,000～8,000人はおられたのではないかと思うんですね。ところが、社会保険庁に持ってきたときは、たしか社会保険庁の定員は、300～400人しか増えていないんですね。300人とか400人しか、定員的にです。

ですから、非常にそこは、私ども、あのときの処理というのは問題をあとに残したような処理になっているのではないかなというふうに思っております。今、協力事務ということの中でも、市町村には、できるだけ年金の事務について協力していただけるような方策をとっていきたいというふうに思っております。

【磯村委員】 伺いたいのは、いろんな制約条件が外れたら、ぜひ市町村の皆さんに協力していただきたいと思っております。思っております。思っていないのか。

【宮島総括審議官】 いただきたいと思えますよ。もちろんです。

【磯村委員】 いただきたい。いただくためには、どういう、今あるいろんなネックを排除しようとしておられるのか。

【宮島総括審議官】 そこが、一たんそういうふうな仕切りをしたものですから、そこはなかなか取っかかりが難しいなというのが、率直な感じで思っています。

【磯村委員】 例えば、特例法をつくらうなんていうお気持ちはございませんか。

【宮島総括審議官】 そこはまた地方分権の全体の議論が始まっていますので、では、その中で我々がどういうふうにものを言っていくかというふうなことになるんだと思うんですが、申しわけありませんが、きょうのところ、それをどう言っていくかという、厚生労働省としての決まった考え方には至っておりません。

【磯村委員】　　そうですか。では、同じようなことを、社会保険労務士会の皆さんに、いろんな制約条件がおありなんでしょうけれども、ぜひ使ってもらいたいとか、もらいたくないと思っただけなのか、どちらでしょう。

【石井運営部長】　　社会保険労務士さんというのは、やっぱり社会保険にとっての、これは専門資格でございますので、特に今直面している問題に関しては、やっぱり適任な、要するに、その諸条件を備えている、そういうグループ、資格者の集団だと思うんですね。そういう意味で、やっぱり協力はしていただきたいというふうに思っています。

ただ、説明を申し上げたように、個人情報保護の観点とか、あるいは現実的な、例えば、調達できる台数についての制限だとか、そういうものがありますから、なかなかそのところは現実的なそうしたことでの事情ということで、なかなか社会保険労務士さんのほうのご希望をストレートにお受けすることができにくい、こういう状況下にあるというふうになっています。

【磯村委員】　　個人情報保護の問題は、守秘義務の問題とイコールと考えてよろしいですか。

【石井運営部長】　　守秘義務の問題とは違う側面を持っているというふうに思っております。守秘義務は守秘義務。

【磯村委員】　　そうですか。では、その個人情報保護特有の広い意味の守秘義務を、別途課せば、あとはお金の問題だけですか。

【石井運営部長】　　別途課すというお話ですけれども、そこは、ご存知のように、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法制というのがございますね。これはこれで、なかなかかっちり構築されたものでございまして、現実的にそこら辺を考えると、簡単にそのところに例外的なものをビルトインできるのかなと、率直に言って、そういう感想は持ちますけれども。

【磯村委員】　　臨時職員と同じような程度でも、ビルトインできませんか。

【石井運営部長】　　そのところは、このペーパーにもちょっと書かせていただいておりますけれども、あくまでも社会保険事務所なり、要するに、社会保険の正規職員、これが個人情報の保護ということからの要請というのをまずは受ける形になっていて、そして、そのものと連携をする、あるいは、その管理下にあるということで、実際問題、保護法益というものの確保が図られているというふうに考えます。

それと、だから、同等の構造で取り扱う、あるいは仕事の仕組みというものを考え得る

ならば、そのところは検討の余地があるのではないかなというふうには思います。

【磯村委員】 検討の余地がある。

【石井運営部長】 そういう、社会保険職員の管理、あるいは連携、そういう中で、行政機関に対して求められている法益保護の要請がきちんと守られるんだということであれば、そのところは、どのような枠組みか、それはちょっと具体的に今思いつかないわけですが、一般的な・抽象的なお話を申し上げれば、そのところはあり得るのかなというふうに思っているところでございます。

【磯村委員】 もし、どうしても混乱を少しでも回避するために、社会保険労務士の皆さんに協力を得たい、したがって、今のような個人情報保護の問題も含めて、検討の余地があるとおっしゃるのなら、ぜひ一遍検討を進めてみていただけませんか。

【石井運営部長】 行政機関の保有する個人情報の、この取り組みの関係につきましては、関係方面もございますので、そちらのほうともいろいろと相談しながら、ちょっと考えてみたいと思います。

【磯村委員】 ただ、この資料4の17ページに書いてございますように、17ページの一番下から3行目、ちょっと読んでみますけど、「委託契約を締結し社会保険庁職員の管理の下で」と書いてございますね。やっぱりこういう言葉の端々に、皆さん方のお気持ちが出てくるんでしょうね。管理をすべき対象ではないんじゃないでしょうか。違いますか。

【坂野長官】 運営部長からいろいろお答えをさせていただきましたが、今のこの文言については、もしお気にさわればお許しをいただきたい。これは、現在の法制のもとで責任をだれが最終的に負うのか、そういうことの担保の上でという意味で書かせていただいたつもりでございまして、雇用関係にあるとか、あるいは上下関係にあるとか、そんなつもりで書いたつもりはございません。お気にさわれば、お許しをいただきたいと思っております。

それから、社会保険労務士の方々について、既にいろんなご要請もいただいておりますし、また、労務士会からは、この別の場でございます再生会議の場でも、いろいろご意見をいただいておりますというふうに承知もいたしております。前に申し上げましたように、大臣にもいろいろ申し出もございましたし、大臣からは、できることとできないことを整理しろという指示を受けておるということで、現在までの整理を今ご報告申し上げておるということでございます。

100%可能性があるとかないとか、今この場で申し上げるわけにはまいりませんし、私どもとしては、あくまで現在の法制度のもとで、まずできる限りのことをやるということの基本にして、当面の課題に何とか取り組みたいというふうに考えておるわけでございまして、長期的にいろいろな可能性があることは、私も否定はできないと思いますけれども、今この時点では、恐縮ながら、現行法制のもとで可能な範囲で私どもいろいろお願いをしたい、そんなふうに考えていることはご理解をいただきたいと思っております。

【磯村委員】 最後にお願いです、社会保険庁の皆さんのお仕事を奪われるのではないかと心配があるからやらせたくないんだというふうに誤解されないようにだけ、ひとつお願いいたします。以上です。

【岩瀬委員】 資料のお願いをしておきたいんですけども、前々からお願いしてはいますけれども、NTTデータの使用料の内訳ですよ。どういうコストを積み上げていって、どうなっているのかと、それを出していただけませんか。先ほど住田先生、磯村先生のほうからの要請とも関連してくると思いますので、この34億円の過大請求、利息の問題を、この契約が本当によかったのかどうかをチェックしていただくということだと思いますので、同時に、その内訳が果たして公正なコストが積み上げられたものかどうかというのをチェックをいただいて、報告いただけないかなと思います。コスト表をいただければ、こちらでも勉強したいということですね。

もう1つ、この資料3で、「ねんきん特別便」の電話相談体制について書かれていますけれども、この電話相談体制というのは、社会保険庁の職員の方も相談を受けるんですけども、コールセンターを使って、全く素人の方たちもやるわけですよ。その人たちに、記載漏れがある場合に、その期間の情報をできる限り正確に思い出していただくための働きかけをさせるというのは、非常に高度な相談業務になるという気がするんですけども。そういうことができるようなマニュアルになっているのかどうか。それと、この辺をきちんと、人によって差が出ない形で均質な対応ができるように、どういう研修をするのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。今回でなくて結構です。

特にNTTのほうのデータに関しては、早く出していただけませんか。それはお願いいたします。以上です。

【村岡委員】 これは意見というよりも、単なる感想かもしれませんが、結論から言いますと、おそらくやれることは一度に一つだと思えます。その順序をはっきり言っていて、今はこれに傾注しています、次はこれをやりますと言っていたらほ

うが、仕事が前に進んでいるんだなという安心を思うんですね。

簡単な計算をしますと、ねんきん特別便について、どれぐらいのはがきが来るか、もちろんやってみなければわかりませんが、仮に1,500万はがきが戻ってきたとします。これをチェックしなければいけないわけですよ。そうすると、仮にここで、先ほど500万件に携わった2,000人の方がということになると、私の単純な計算だと、ひと月以上かかるんです。かかって悪いということを行っているのではなくて、申し上げたいのは、要するに、一つのことを、まずこれはきちんとやります、次にこれをやりますということをしていただかないと、あれもこれも乗っかって、すべてをいかにもちゃんとおやりになりますと言われても、はっきり言って、うそだと思うんですね。それはいい悪いではなくて、現実問題として。ですから、それはむしろはっきり言っていただいて、この問題は今やっています、その問題については、これが終わった後でやりますとか、順序をつけていただければ、委員の皆さんも安心なさるし、ほかの方も安心なさるのではないかと思います。何でも並行に進んでいるように思われるのは、はっきり言うと、皆さんも手抜きになってしまうんですね、言葉は悪いですけども。人間は1日24時間しかありませんから、むしろそういうことをはっきりメリハリつけていただくほうがいいのではないかと、私は個人的には思いますし、私だったらそうします。

【葛西委員長】 私も全く同感ですね。兵力は一定、そして時間が与えられた限りの中で、何に優先順位をつけて、どの仕組みでもってやっていくか、できることをやる仕組みをつくりませんと、あれにもこれにもいろいろ目配りをしたり、配慮したり、レスポンドしながら進めていくと、言ってみれば、混乱状態に陥りますから、まず今は工程表を守るということが最大のことで、それを効率的に進める、そのために持っている戦力を集中的に配分するということがとても大切だという点では、全くおっしゃるとおりだと思います。

その意味で、いろんなご意見があつてしかるべきですから、それをお聞きする。ただ、それはどの段階でやる話か。法律を変えるという話になれば、これは違った問題として扱っていかなくてははいけませんから。最近、役所の人たちは、「おっしゃることはごもっともですが」から始まって、それに対して説明をし、かつ、反論をしていこうというやり方をするんだけど、そうではなくて、自分たちが責任者であり、かつスケジュールをつくり、かつ事務能力を掌握して進めていくんだという立場に立ったときに、効率的に進めるにはどうしたらいいかということ、やっぱり自信を持って言われるほうがいいと思いますけどね。

それから、管理という言葉についてお話がありました。僕は、管理という言葉に何の違和感もありません。指揮命令という言葉にも何の違和感もありません。義務を負うもの、これが管理の権を持たなくてはいけないわけでありまして、だれが義務を負っているんだというときに、その人間の判断に従って、戦力を拡大するときは委託契約ということもあり得るでしょうし、何か必要ですよ。そのときには、やっぱり責任者になる人が管理権を持っていなかったら、業務は非常に不正確なものになり、無責任なものになる可能性がありますから。言葉のニュアンスとして、管理という言葉は、あまりお好きでない人も世の中にいると思うんですが、管理という言葉は中立的な法律用語ですよ。労務指揮という言葉もまさに法律用語であって、そこには何らの強圧的な意味合いはないわけでありまして、そういうところもあまり気を使わないほうがいいと思います。

【大宅委員長代理】 周知と広報のところなんですけれど、それも今の話の続きで、認知症の人、視覚障害の人への対応については分かりましたが根本的な部分について、やっぱりあなたの年金を守るのはあなたですよと、これをちゃんと読んで、ちゃんと返事してくださいよということ。少なくとも住所が変わった人とか、結婚で名前が変わった人というのは、黙っていたってだれも対応しないんだから、あなたが動いてくれなきゃ、これは動かないですよというのがどんとあって、それで、何か心配があったら、「はい、こことここで対応します」ぐらいのことでないと、説明だけでも2ページもあるようなものをお金を使って、しかも政府広報という名前のもとで限りなく正確な言葉遣いということでは、絶対に伝わらないと思います。ぜひそこをわかるようにやっていただきたい、それだけお願いします。

【坂野長官】 大宅委員からたび重なるご注意をいただいて、恐縮でございます。前回、そのご注意を受けまして、申し上げましたように、内閣広報室に相当なアドバイスを求めながら、かつ、広報室及び私どもが一般の方にもかなり見ていただく努力もいたしまして、おっしゃるように、役人が書けば役人用語でかちかちの文章を書きがちなところを、かなり朱筆を入れていただきました。しかも、はっきり言えば、文字の分量も減らすようにという具体的にご指示をいただきながら、政府広報のほうもやっております。十分なものができるということを私が保証するということではございませんけれども、それだけの努力をしておりますので、またいろいろ広報などをごらんいただいて、必要なアドバイスをいただければ、早速それを生かしていきたいと思っております。

正直申し上げまして、私ども、広報はあまり得手の分野ではないことは自覚をいたして

おりますので、おしかりをいただきながら、何とかできるだけ皆様方のご理解を得られるようにしたい。また、きょういろいろご注意いただきましたPRのポイント、国民の方々への協力依頼の大切さ、記録確認の大切さなどのPRについても、できるだけ注意をして、政府広報の中に入れていきたい。現実には、今、そういうような文言を入れて、政府広報のパンフレットの準備を始めております。これらもごらんいただき、またいろんなご注意をいただきたいと思います。

それから、先ほど岩瀬委員からのご質問で、旧台帳の記録でちょっとお答えしたんですが、一つ補足をさせていただきます。これも工程表の中に書いてございますけれども、最終的に現在基礎番号で入れているデータも含めて、電子データに入っているものと、元にある台帳、被保険者名簿とか、国民年金の特殊台帳とか、そういうものとの突き合わせも、これはかなり時間がかかる作業でございますけれども、やるということを、8月の工程表、あるいは7月の政府与党の申し合わせの中に書いてございます。そういう中で、きちんと最終的には電子データと元のデータの突き合わせ作業もやるということにしておりまして、今いろいろなものを一切見直さないとか、そんなつもりでいるわけではないということだけはご理解をいただきたいと思います。

【岩瀬委員】 わかっているつもりなんですけれども、今、この名寄せの作業が、かなりスケジュール的にタイトになってきていますよね。だから、その欠けている部分を調べに行って、それを埋めて、500万件の補正をするという理解でいいわけですよね。

ただ、将来的に、本来入っていないといけない項目が、入っていないわけですよね。というのは、事業所番号と事業所名が入っていないといけないのに、事業所番号だけしか入っていないくて、その番号も間違えている。そういう記録が明らかになってきている以上は、将来的にこの記録を整備するにあたって、もう一度きちんと入れ直したほうがいいのではないかと、そういうことは検討していただきたいと、そういうことをお願いしたいわけですが、けれども。

【坂野長官】 ご趣旨はよくわかりました。ただ、入れ直すということよりは、むしろ最終的にその電子データが正確なものとして入っているかどうかという検証作業を、少し時間をかけてやらせていただくということです。

【岩瀬委員】 なるほど、わかりました。

【坂野長官】 多分、やるべきことを違う言葉で言っているのではないかと理解をいたしておりますので、もしまたいろいろ私どもにアドバイスいただけることがあれば、

これからもアドバイスをいただきたいと存じます。

【岩瀬委員】 わかりました。

【葛西委員長】 それでは、大分予定の時間を過ぎましたから、よろしいですか。

それでは、議事はここまでということで、終わらせていただきます。きょうはご説明いただきまして、ご苦労さまでした。また今後もよろしくお願いいたします。

(厚生労働省・社会保険庁退室)

【葛西委員長】 それでは以上で本日の委員会の議事は終了させていただきます。次回は来年1月24日の14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以 上